

**大阪市への要望書に対する回答がありました**

障がい者週間に合わせ、平成30年12月7日に、大阪市身体障害者団体協議会、大阪市視覚障害者福祉協会、大阪市聴覚障害者協会、大阪市手をつなぐ育成会の連名により、大阪市へ「要望書」を提出しました。

この度、提出した要望書に対する回答が、3月29日に大阪市福祉局長名でありましたので、当方からの要望項目と大阪市からの回答を掲載します。

なお、個々の項目に対する回答は、各回答に記載の担当部署が作成をしています。また、項目番号に枝番を付しているものがありますが、1つの項目に複数の要望が含まれていた場合であり、下線が引かれている要望に対して担当部署が回答をしています。

今後も障がいのある人たちが、地域で安心して暮らすことができるように要望をしていきたいと考えています。

**◆要望事項と大阪市からの回答◆**

1	項目	<p>前の橋下市長が明言された、大阪市所有施設の空きスペースを活用した障がい者の総合福祉センターの設置については、表明以降4年が経過するも未だにその計画年次等が明らかではありません。早急に提示されたい。</p> <p>また、それが設置に当たっては広く市内の障がい者団体の意見を聴取するよう要望する。</p>
	回答	<p><b>【担当】</b> 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8081</p> <p>障がい者の総合福祉センターの設置については、以前よりご要望いただいているところであります。</p> <p>今後とも、大阪市身体障害者団体協議会等のご意見をお聞きしながら、検討してまいりたいと考えております。</p>
2	項目	<p>3月に策定された第5期「大阪市障がい者支援計画」および「大阪市障がい福祉計画」については、その着実な実行を要望する。また、全市職員に対する障がい者についての理解を深めるための研修を、より一層充実したものと実施することを要望する。</p>
	回答	<p><b>【担当】</b> 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8071</p> <p>本市では、障害者基本法の「すべて国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現する」という基本理念のもと、個人としての尊重、社会参加の機会の確保、地域での自立生活の推進を基本方針として、大阪市障がい者施策推進協議会及び専門</p>

		<p>部会における検討を経て、2018(平成30)年3月に「大阪市障がい者支援計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」を策定しました。</p> <p>今後も、大阪市障がい者施策推進協議会及び専門部会において、計画が着実に実施されるよう、継続的に進捗状況の確認や評価を行いながら、施策の推進に努めてまいります。</p> <p>また、全市職員に対する障がいについての理解を深めるための研修については、2018(平成30)年3月より、多様な障がいの特性やちょっとした配慮を理解し、誰もが暮らしやすい社会をめざす「あいサポート運動」に取り組んでおり、各所属に対して、職員のあいサポート研修への参加を働きかけているところです。引き続き、市職員の理解を深めるため、研修の充実を図るよう取り組んでまいります。</p>
--	--	---

3	項目	<p>障がいがある人もない人も共に暮らしていきやすい街づくりを推進していくために、大阪市においても差別解消条例を制定するよう要望する。</p> <p>なお、その制定に当たっては検討委員会を設置し、そこに市内居住の障がい者が当事者としてより多く参加できるよう、合わせて要望する。</p>
	回答	<p><b>【担当】</b> 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8075</p> <p>「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下、「障害者差別解消法」)」の施行に併せ、大阪府においては「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例(以下、「府差別解消条例」)」が施行されております。</p> <p>府の条例は本市においても適用され、法に規定する「相談及び紛争の防止等のための体制の整備」並びに「啓発活動」を車の両輪として障がい者差別の解消を推進することとしており、府と府下市町村の役割分担が明確化されているところです。</p> <p>障害者差別解消法及び府差別解消条例では、施行3年後における見直しが規定されており、本市としてその動向を注視するとともに、蓄積される相談事例から見えてくる課題の抽出、他都市の条例制定状況や制定後の運用状況、実効性等について聴き取りを行うなど分析し、また、当事者が参画する大阪市障がい者差別解消支援地域協議部会での委員の意見も踏まえて、差別解消条例制定の必要性について検討してまいります。</p> <p>今後とも相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け、障がい当事者とも連携し、取組みを進めてまいります。</p>